

## 田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たはら21新農業プラン（平成25年3月策定）に基づき、田原市の農業への関心を高め、もって農畜産物の需要拡大や地域ブランド推進に取り組むことを目的として、野菜ソムリエ育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、在勤し、又は在学する者
- (2) 市税に滞納がない者
- (3) 当該年度の4月1日以降に一般社団法人日本野菜ソムリエ協会（以下「ソムリエ協会」という。）が認定する野菜ソムリエの資格（以下「資格」という。）を取得した者
- (4) 田原市が実施するジュニア野菜ソムリエ資格取得講座の受講者（以下「受講者」という。）でない者
- (5) 田原市野菜ソムリエ組織「ベジエール渥美」へ加入している者

2 前項第4号の規定にかかわらず、当該年度の3月1日時点において、予算の範囲を超える申請が無い場合に限り、受講者も交付対象者としてすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、資格の取得に係る講座の受講料（入会金及び試験料を含む。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、5万円の定額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金は、1人につき1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、資格を取得した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市野菜ソムリエ育成支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 資格を取得したことを証明する書類の写し等
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 市内に居住し、在勤し、又は在学していることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請兼実績報告書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類を審査し、当該申請を適当と認めるときは補助金額を定めて交付を決定及び確定（以下「交付決定等」という。）し、田原市野菜ソムリエ育成支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定等に当たり、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 補助金の交付年度以降において2年間、田原市産の野菜等について周知広報、料理のレシピの考案・提供等を年5回以上行い、その活動報告書を各年の3月31日までに提出すること。

(2) その他市長が必要と認めること。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付決定等を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金の交付を辞退しようとするときは、田原市野菜ソムリエ育成支援補助金交付申請取下げ申出書（様式第3号）により市長に申し出るものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助対象者は、直ちに田原市野菜ソムリエ育成支援補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条第2項の規定に基づいて付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、すでに補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

- 3 前項に規定する期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

No.	
-----	--

田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年度田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名称 田原市野菜ソムリエ育成支援事業
- 2 受講期間 開始日 年 月 日  
終了日 年 月 日
- 3 資格取得年月日 年 月 日
- 4 補助金対象経費 金 円
- 5 補助金交付申請額 金 円
- 6 添付書類
- (1) 一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する野菜ソムリエの資格を  
取得したことを証明する書類の写し等
  - (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
  - (3) 市内に居住し、在勤し、又は在学していることを証明する書類

様式第2号（第7条関係）

田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金  
交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金については、下記のとおり交付を決定及び確定したので通知します。

記

- 1 事業名称 田原市野菜ソムリエ育成支援事業
- 2 資格取得年月日 年 月 日
- 3 補助金交付決定兼確定額 金 円
- 4 補助金の交付条件
  - ・補助金の交付年度以降において2年間、田原市産の野菜等について周知広報、料理のレシピの考案・提供等を年5回以上行い、その活動報告書を各年の3月31日までに提出すること。

様式第3号（第8条関係）

No.	
-----	--

田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金  
交付申請取下げ申出書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号により、補助金交付決定兼確定通知を受けた田原市野菜ソムリエ育成支援事業補助金について、下記のとおり交付申請取下げをしたいので申請します。

記

1 取下げの理由

